

第三号様式（第三条）  
（その一）

整備項目表（建築物）

建築物の名称		用途	
所在地			

1 出入口	(1) 直接地上に通じる出入口のうち1以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を80cm以上		cm	
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造		適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
	(2) 駐車場へ通じる出入口のうち1以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を80cm以上		cm	
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造		適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
	(3) 各室の出入口のうち1以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を80cm以上		cm	
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造		適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
2 廊下等	(1) 表面は、滑りにくい仕上げ			適・否	
	(2) 段の構造	ア 手すりの設置		有・無	
		イ 回り段の禁止		適・否	
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否	
		オ 階段の上端に近接する廊下及び踊場に注意喚起用床材の敷設		適・否	
	(3) 直接地上に通じる出入口又は駐車場へ通じる出入口から各室の出入口に至る経路のうち1以上の経路の構造	ア 廊下等の幅は、内法を1.2m以上		m	
		イ 末端又は50m以内ごとの車いす転回スペースの確保		有・無	
		ウ 高低差がある場合の措置	(7) 傾斜路等の設置		有・無
			(4) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有・無
		エ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）		m
			(4) こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8 以下）		1/
			(9) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m
		(1) 手すりの設置		有・無	
(3) 表面は、滑りにくい仕上げ			適・否		
(8) 識別しやすい傾斜路		適・否			
オ 各出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分の水平の確保		適・否			
(4) 情報提供を行う場所までの誘導用床材の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置			有・無		

(5) 傾斜路等の構造	ア 幅は、内法を <sup>の</sup> 1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m		
	イ こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合、1/8以下）	1/		
	ウ 高低差75cm以内ごとに階幅1.5m以上の踊場の設置	cm× cm		
	エ 手すりの設置	有・無		
	オ 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	カ 傾斜路は廊下等の色と識別しやすいもの	適・否		
	キ 傾斜路の上端に近接する廊下及び踊場に注意喚起用床材の敷設	有・無		
3 階段	(1) 手すりの設置	有・無		
	(2) 主たる階段に回り段の禁止	適・否		
	(3) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(4) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
	(5) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設	有・無		
4 エレベーター	(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階	有・無		
	(2) 床面積の合計（(1) で有の場合）	m <sup>2</sup>		
	(3) エレベーターの設置	有・無		
	(4) エレベーターの構造	ア かごの床面積は、1.83m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>	
		イ かごの奥行きは、 <sup>の</sup> 内法を1.35m以上	m	
		ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないもの	適・否	
		エ かごの停止階、現在位置の表示装置の設置	有・無	
		オ 音声で、到着階、戸の開鎖を知らせる装置の設置	有・無	
		カ かご及びエレベーターの出入口の幅は、 <sup>の</sup> 内法を80cm以上	cm	
		キ かご内及び昇降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置（かご内に、1以上のインターホンの設置）	有・無	
		ク 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置	有・無	
		ケ かご内の左右両面の側板に、手すりの設置	有・無	
		コ かご内に、戸の開鎖状態を確認する鏡の設置	有・無	
	サ かごの出入口に、利用者を感じし、戸の開鎖を自動的に静止できる装置の設置	有・無		
シ 昇降ロビーの幅及び奥行きは、1.5m以上	m			
ス 昇降ロビーに、音声で昇降方向を知らせる装置の設置	有・無			
5 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置	有・無		
	(2) 車いす使用者便所の構造	ア 車いす便所の面積	m <sup>2</sup>	
		イ 腰掛便座の設置	有・無	
		ウ 手すりの設置	有・無	
(3) 車いす使用者便所及び便所の出入口の幅は、 <sup>の</sup> 内法を80cm以上	cm			

	(4) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	適・否		
	(5) 出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
	(6) 車いす使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示	有・無		
	(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置	有・無		
	(8) 床置き式で両側に手すりが適切に配置されている小便器の設置	有・無		
6 客席	(1) 車いす使用者用客席の設置	有・無		
	(2) 車いす使用者用客席の構造	ア 幅は、90cm以上、奥行きは1.4m以上	幅 cm、奥行き m	
		イ 車いす使用者用客席の前面及び側面に、落下防止の措置	有・無	
	(3) 車いす使用者用客席に至る経路の構造	ア 幅は、内法を1.2m以上	m	
		イ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m
			(イ) こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/
			(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m
		(イ) 手すりの設置	有・無	
	(イ) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(4) 車いす使用者用客席を設置した旨を適切な方法で表示	有・無		
7 更衣室及びシャワー室	(1) 更衣室及びシャワー室の設置	有・無		
	(2) 出入口の幅は、内法を80cm以上	cm		
	(3) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	適・否		
	(4) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
	(5) 床面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(6) 区画を設けない場合は、手すりを設置	有・無		
	(7) 区画の構造	ア 出入口の幅は、内法を80cm以上	cm	
		イ 手すりの設置	有・無	
ウ シャワー用の区画の水栓器具は、操作が容易なものを設置		有・無		
8 浴室	(1) 浴室の設置	有・無		
	(2) 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法を80cm以上	cm		
	(3) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	適・否		
	(4) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
	(5) 床面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(6) 脱衣室、洗い場及び浴槽に、手すりの設置	有・無		
	(7) 水栓器具は操作が容易なものを設置	有・無		
9 客室	(1) 出入口の幅は、内法を80cm以上	cm		
	(2) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造	適・否		

	(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
	(4) 便所の構造	ア 車いす使用者便所の構造	(7) 車いす便所の面積	m <sup>2</sup>
			(4) 懸掛便座の設置	有・無
			(9) 手すりの設置	有・無
		イ 車いす使用者便所及び便所の出入口の幅は、内法を80cm以上		cm
		ウ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		cm
		エ 出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否
		オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置		有・無
	(5) 浴室の構造	ア 脱衣室及び洗い場の出入口の幅は、内法を80cm以上		cm
イ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			適・否	
ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止			適・否	
エ 床面は、滑りにくい仕上げ			適・否	
オ 脱衣室、洗い場及び浴槽に、手すりの設置			有・無	
カ 水栓器具は操作が容易なものを設置			有・無	
(6) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積の確保				適・否
10 カウンター及び記載台	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さ		適・否	
	(2) 下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
11 公衆電話台	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さ		適・否	
	(2) 下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
12 改札口及びレジ通路	(1) 幅は、内法を80cm以上とし、車いす使用者が円滑に通過できる構造		cm	
	(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
13 券売機	(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できる高さ等		適・否	
	(2) 点字による表示		有・無	
14 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の、高齢者、障害者等への配慮		適・否	
	(2) 点字による表示		有・無	
	(3) 車いす使用者用便所を設けた場合の表示		有・無	
15 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設の設置		有・無	
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車施設へ通じる出入口に近い位置に設置	適・否	
		イ 幅は、3.5m以上	m	
		ウ 車いす使用者用駐車施設である旨の見やすい表示	有・無	
	(3) 車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造	ア 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否
		イ 段の構造	(7) 手すりの設置	有・無
			(4) 回り段の禁止	適・否
(9) 表面は、滑りにくい仕上げ			適・否	

		(1) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
	ウ 排水溝の構造	(7) 車いす使用者が通過する際に支障がない構造	適・否		
		(4) 車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ぶたの設置	適・否		
	エ 1以上の通路の構造	(7) 幅員は、1.2m以上	m		
		(4) 高低差がある場合の措置	a 傾斜路等の設置	有・無	
			b 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
		(7) 傾斜路等の構造	a 幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m	
			b こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/	
			c 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m	
			d 手すりの設置	有・無	
			e 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
	f 識別しやすい傾斜路		適・否		
16 敷地内の通路	(1) 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
	(2) 段の構造	ア 手すりの設置	適・否		
		イ 回り段の禁止	適・否		
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
	(3) 排水溝の構造	ア 車いす使用者が通過する際に支障がない構造	適・否		
		イ 車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ぶたの設置	適・否		
	(4) 道等又は車いす使用者用駐車施設に至る1以上の通路の構造	ア 幅員は、1.2m以上	m		
		イ 高低差がある場合の措置	(7) 傾斜路等の設置	有・無	
			(4) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
		ウ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m	
			(4) こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/	
			(7) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5mの踊場の設置	m	
			(1) 手すりの設置	有・無	
	(4) 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
(3) 識別しやすい傾斜路	適・否				
(5) 直接地上へ通じる出入口から道等に至る1以上の通路の構造	ア 誘導用床材の敷設又は音声誘導装置の設置等	有・無			
	イ 車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設	有・無			